

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A市所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、暗渠パイプのルートセールスや製品のPR等の業務に従事していた。

請求人は、平成〇年〇月頃から不眠やイライラ感、吐き気、嘔吐等の症状が現れたとして、Cクリニックに受診し「自律神経失調症」と診断され、治療を続けていた。その後、請求人は、平成〇年〇月〇日、Dクリニックに受診し「うつ病」と診断された。

請求人は、精神障害を発病したのは業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付及び休業補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

#### 第4 争 点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

#### 第5 審査資料

(略)

#### 第6 事実の認定及び判断

##### 1 当審査会的事実の認定

(略)

##### 2 当審査会の判断

(1) 請求人の精神障害の発病の有無及び発病の時期について、労働局地方労災医師協議会精神障害専門部会（以下「専門部会」という。）は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、請求人は、平成〇年〇月頃にICD-10の診断ガイドラインの「F32.1 中等症うつ病エピソード」（以下「本件疾病」という。）を発病したと述べている。当審査会としても、請求人の病状経過及び医証等に照らし、専門部会の意見を妥当なものと判断する。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断については、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) まず、請求人らは、①平成〇年〇月頃、今まではノルマがなかったのに、E営業部長より売上高を4億円にするよう指示をされ、このノルマが請求人にとって恒常的なプレッシャーとなったこと、②同年〇月頃、E営業部長から「今年の受注はどのくらいであるのか」と毎日しつこく言われたこと、③同年〇月頃、取引先への商品の配送を依頼している運送会社の運転手が、袋に梱包された暗渠パイプのつなぎを落としたことに関するクレーム処理をさせられたことなどを主張しているが、いずれも本件疾病発病のおおむね6か月以上前の出来事であることから、心理的負荷の評価の対象とはならないと判断する。

なお、請求人らは、会社の組織としての体質に問題がある旨も主張するが、請求人の本件疾病の発病の原因となる具体的な出来事の指摘はないので、その

主張事実を心理的負荷の評価の対象とすることはできない。

(4) 次に、請求人の本件疾病発病前おおむね6か月間における業務による出来事を請求人の主張等も踏まえ検討すると、以下のとおりである。

ア 「特別な出来事」について

請求人の本件疾病前おおむね6か月間において、認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」（以下「認定基準別表1」という。）に定める「特別な出来事」の類型に示されている「心理的負荷が極度のもの」又は「極度の長時間労働」は見受けられない。

イ 「特別な出来事以外」について

(ア) 請求人らは、本件疾病発病前おおむね6か月間における出来事として、

- ①平成〇年〇月頃、建設現場で暗渠パイプとそれをつなぐソケットが抜けるという事故が起きた事に関するクレーム処理を一人でさせられたこと、
- ②同年〇月から〇月頃、天候の影響で工事が遅れたために商品の納期が決まらなかったことや工事が一部中止になったことついて、E営業部長から「なぜ納期が決まらないのか、いつになるのか予定が立たない。」などと怒鳴られ続けたこと、
- ③平成〇年〇月に課長に昇進したがストレスであったことなどを主張する。

(イ) 上記(ア)の①の主張を、出来事として認定基準別表1の具体的出来事に当てはめると「顧客や取引先からクレームを受けた」に該当し、その平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」である。

そこで、上記(ア)の①の主張におけるクレームについてみると、E営業部長は、確かに暗渠パイプとソケットが抜けるという事態はあったが、このような場合、まずは担当者が取引先に行って状況を把握することになっているところ、請求人から取引先に対する謝罪への同行を求められたことはなかった旨述べていること、同僚Fも、取引先等で信用に関わる重大なトラブルがあれば、上司と担当者が取引先まで出向いて謝罪をするが、請求人に関してはそこまでの重大なトラブルがあったとは言えず、また、少々のミスであれば担当1人で取引先への謝罪に当たる旨述べていることから、当審査会としては、請求人は、業務に関連して顧客等から納品物の不具合の指摘を受けていたと認められるが、顧客の喪失や会社の信用を著しく傷つけるようなクレームの対応に当たったとまでは言えず、その心理

的負荷の総合評価は「中」と判断する。

(ウ) 上記 (ア) の②の主張を、出来事として認定基準別表1の具体的出来事に当てはめると、「上司とのトラブルがあった」に該当し、その平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」である。

この点、G管理部長は、天候等で工事が延期したり中止になったりした際は、工事の進捗予定表の変更をしなければならないのに、請求人はそれをしていなかったためE営業部長に叱責された旨述べていることや同僚Fが請求人が〇部門の課長をしていた頃は、E営業部長と相性が悪かったとしつつも、酷い叱責を受けていたわけではない旨述べていることを踏まえると、当審査会としては、請求人はあくまで業務指導の範囲内の強いとまでは言えない程度の指導・叱責を受けたものであるとみるのが相当であり、その心理的負荷の総合評価は「弱」と判断する。

(エ) 上記 (ア) の③の主張を、出来事として認定基準別表1の具体的出来事に当てはめると、「自分の昇格・昇進があった」に該当し、その平均的な心理的負荷の強度は「Ⅰ」である。

請求人は、出世したので素直にうれしく思った反面、責任も重くなるので少し不安に感じた旨述べていることから、昇格がストレスの要因になったことはいかたがえるものの、請求人自身が、要旨、課長に昇格して以降、月に1回か2回程度、部下に取引先の卸値のことなどで相談を受け、課長という職責上、この卸値に関して悩んだり考えさせられたりしたが、それほどこの会社でも通常あり得ることである旨述べていることを踏まえると、その心理的負荷の総合評価は「弱」と判断する。

(オ) したがって、当審査会としては、請求人の業務による心理的負荷は総合評価が「中」の出来事が1つと、「弱」の出来事が2つであり、その全体評価も「中」となるのであって、「強」に至らないものと判断する。

(5) 業務以外の心理的負荷及び個体側の要因については、特に評価すべき要因は認められない。

3 以上のとおりであるので、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。